



# 75歳からの後期高齢者医療制度

75歳（一定の障がいがある人は65歳）以上の人が加入する健康保険が「後期高齢者医療制度」。医療機関にかかるときの自己負担限度額や給付などについてお知らせします。

## 一定の障がいがある人は65歳から加入できます

次のいずれかに該当する人は、65歳から後期高齢者医療制度に加入できます。

- 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている
- 身体障害者手帳4級のうち、下肢障害（1・3・4号）、音声機能障害、言語機能障害、そしゃく機能障害がある
- 障害基礎年金を受けている（その他の障害年金も該当する場合があるのでお問い合わせください）
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている
- 療育手帳Aの交付を受けている



## ご存知ですか。あなたの医療費の上限～自己負担限度額～

後期高齢者医療制度の加入者が医療機関で支払う自己負担割合は、高齢者が安心して医療を受けられるよう、所得に応じて1割か3割となっています。それでも、何度も病院にかかったり入院したりすると、支払う金額も多くなるため、上限（自己負担限度額。表1）を設けています。

## 上限を超えた分は払い戻します～高額療養費～

医療機関での支払いがかさみ、自己負担限度額を超えた場合、**高額療養費**として払い戻します。高額療養費に初めて該当したときは申請が必要ですが、2回目以降は自動的に指定口座へ振り込まれます。

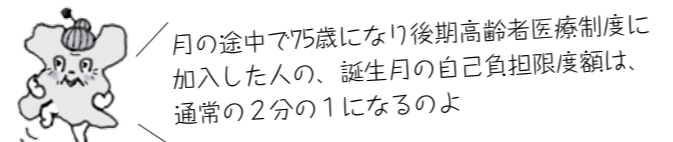


表1 自己負担限度額（月額）

所得区分	外来（個人単位）		外来＋入院（世帯単位）
	7月まで	8月から	
世帯全員が住民税非課税の世帯	8000円		1万5000円 2万4600円
住民税が課税されている世帯	一般	1万2000円 1万4000円 (年間上限14万4000円)	4万4400円 (8月から5万7600円)
	現役並み所得者	4万4400円	5万7600円

※1 低所得者Ⅰ：世帯全員の所得が0円（年金収入のみの人は年額が80万円以下）の人  
低所得者Ⅱ：低所得者Ⅰ以外の人  
※2 過去1年以内に、外来＋入院で高額療養費の支給を4回以上受けた場合、4回目以降は4万4400円

## 非課税世帯の人は忘れずに。【限度額適用・標準負担額減額認定証】

住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請しましょう。この認定証を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。入院の場合に提示しないと、「一般」とみなされ、食事の負担額（表2）が減額されずに請求されるのでご注意ください。

- 【申請に必要なもの】
- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②過去1年間のうち、低所得者Ⅱの減額認定証の交付を受けていた期間の入院日数が91日以上の人、入院日数が分かる領収書

## 認定証の有効期限は7月31日

有効期限が切れた後も、引き続き認定証が必要な人は忘れずに申請してください。毎年7月下旬から更新の受け付けを開始します。

表2 入院時の食事の負担額（1食あたり）

所得区分	食事負担額	
低所得者Ⅰ	100円	
低所得者Ⅱ	入院90日まで	210円
	過去1年間で90日を超える入院	160円
一般・現役並み所得者	360円	

## いろいろな給付があります

- ▶後から払い戻す医療費  
次のような場合、医療費はいったん全額負担になりますが、申請後、自己負担分を除いた額が療養費として支給されます。  
○やむを得ない理由で、保険証を持たずに医療機関を受診した  
○医師が必要と認めたコルセットなどの補装具を作った  
○医師が必要と認めたり・きゅう、マッサージや柔道整復\*を受けた

- ▶交通事故などに遭ったとき  
交通事故など第三者によりけがなどをした場合、後期高齢者医療で診療を受けるには届け出が必要です。示談の前に必ずご相談ください。

- ▶被保険者が亡くなったとき  
葬祭を行った人へ葬祭費として3万円が支給されます。

- ▶介護保険との合計が高額になったとき  
1年間（8月～翌年7月）の後期高齢者医療と介護保険の自己負担額合計が、世帯で表3の限度額を500円超えた場合、**高額介護合算療養費**として払い戻されます。対象と思われる人へ、2月7日にお知らせを送ったので申請してください。

\*柔道整復：整骨院や接骨院で受ける、骨や関節、筋肉のけがの治療などを目的とした施術のこと

## 保険が適用にならない場合も

医師の同意がないと、保険が使えず全額自己負担になる場合もあるのでご注意ください。

- ▶柔道整復\*  
【保険が使える場合】打撲、ねんざ、肉離れなど挫傷、応急手当が医師の同意がある場合の骨折・脱臼  
【保険が使えない場合】単なる肩こりや筋肉疲労、脳疾患後遺症などの慢性病、神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなどからくる痛み、整形外科や外科で治療中の部位の受診
- ▶あんま・マッサージ  
【保険が使える場合】筋麻痺や関節拘縮など（医師の同意書が必要）
- ▶はり・きゅう  
【保険が使える場合】神経痛やリウマチ、頸肩腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症などの慢性的な痛み・うずきを主な症状とする疾患（医師の同意書が必要）

表3 高額介護合算療養費の限度額（年額）

所得区分	後期高齢者医療＋介護保険の限度額
低所得者Ⅰ	19万円
低所得者Ⅱ	31万円
一般	56万円
現役並み所得者	67万円



# 20歳になったら国民年金

忘れずに手続きを



3月は就職や退職、引っ越しなど異動が多い時期。国民年金の被保険者の区分が変わる人は忘れずに届け出をしましょう。  
【広報ID】1003593

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人は、国民年金に加入することになっています。国民年金の加入者を「被保険者」といい、次の3つに区分されます。

区分	対象者	納付方法
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者や学生、無職の人など	納付書か口座振替で、自分で国民年金の保険料を納めます。 ※29年度の保険料は月1万6490円
第2号被保険者	70歳未満の会社員や公務員（厚生年金加入者や共済組合員） ※年金の受給資格のある65歳以上の人は加入できません	厚生年金保険料や共済組合掛け金として、給料から天引きされます
第3号被保険者	第2号被保険者（65歳未満）に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人 ※第2号被保険者である配偶者が65歳になった場合は、第1号被保険者への変更が必要	自分で納める必要はありません。保険料は配偶者の加入する厚生年金保険または共済組合が負担します

## ★ 保険料の免除・猶予と学生納付特例制度

第1号被保険者が所得の減少や退職、災害などで保険料の納付が困難なときは、保険料の免除や納付の猶予を受けられる場合があります。また、大学や専門学校などに在学期間中の保険料を、卒業後に納める学生納付特例制度もあります。いずれも申請が必要です。申請に必要なものについては医療助成年金課が盛岡年金事務所にお問い合わせください。

## ★ 前納制度

第1号被保険者が保険料を現金納付か口座振替でまとめて前払いすると割引になる前納制度があります。

- 現金納付  
1年度分で3460円、6カ月分で790円が割り引かれます（28年度の場合）。また、2年前納を希望する人は、申し込みの手続きが必要ですので、盛岡年金事務所へお問い合わせください。
- 口座振替  
前納（2年度分・1年度分・6カ月分）だけでなく、当月末振替も割引を受けられます。年金手帳と通帳、届出印を持参し、金融機関が盛岡年金事務所まで手続きしてください。

## ★ 付加保険料制度

保険料と別に月々400円を追加で納めることで、将来の受給額を増やす制度です。第1号被保険者が対象で、免除・猶予期間中や国民年金基金加入者を除きます。

## 国民年金被保険者の手続きの例

こんなとき	必要な手続き	必要なもの
20歳になったとき	住民登録がある市区町村で資格取得の届け出 ※第2号被保険者（厚生年金や共済組合に加入している人）は不要	印鑑 ※学生納付特例の申請をする人は、学生証または在学証明書も必要
他市区町村への転入・転出	異動先の市区町村で国民年金の住所変更 ※第2号被保険者と、第3号被保険者（配偶者に扶養されている人）は勤務先で手続き	年金手帳と印鑑
海外へ転出	転出前の市区町村で資格喪失か任意加入	年金手帳と印鑑 ※任意加入する人は、通帳と届出印も必要
海外から転入	転入先の市区町村で資格取得	年金手帳と印鑑、パスポート
就職	厚生年金や共済組合に加入すると第2号被保険者になり、勤務先で手続きをします。詳しくは、勤務先にご確認ください	
20歳以上60歳未満の人が退職	住民登録がある市区町村で第1号被保険者への変更 ※被扶養者になっていた配偶者（第3号被保険者）も、第1号被保険者への変更が必要	年金手帳と印鑑、退職日が分かる書類（健康保険資格喪失証明書や離職票、雇用保険受給資格者証など）
厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養に入る	配偶者の勤務先で第3号被保険者の手続きをします。詳しくは、配偶者の勤務先にご確認ください	
厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養から外れる	住民登録がある市区町村で、第3号被保険者から第1号被保険者への変更	年金手帳と印鑑、扶養から外れた日が記載された書類（被扶養者資格喪失証明書など）
年金手帳の紛失	住民登録がある市区町村に申請 ※急ぎの場合は、年金事務所へ届け出をしてください	印鑑と本人確認ができるもの（運転免許証や保険証など）
年金手帳の紛失	勤務先で再発行の手続きをします。詳しくは、勤務先にご確認ください	
納付書の紛失	年金事務所まで納付書再発行	年金手帳と印鑑
病気や事故などで一定の障がいがあったとき	障害基礎年金を受給できる場合があるので、詳しくは、医療助成年金課か年金事務所にご確認ください（加入状況や保険料納付などの要件があります。）	

## 年金受給者の手続きの例

こんなとき	必要な手続き	必要なもの
引越	住所変更	年金証書と印鑑
年金を受け取る金融機関の変更	受取機関変更	年金証書と印鑑、変更先の金融機関の通帳
年金証書の紛失	再発行	印鑑と本人確認ができるもの（運転免許証や保険証など）
氏名の変更	年金受給者氏名変更	年金証書と印鑑、戸籍抄本または住民票、新氏名の通帳

※届け出先はいつでも年金事務所。届け出用紙は市区町村の窓口にもあります

## 受給資格期間短縮のお知らせ

老齢年金を受給するために必要な資格期間は25年ですが、8月からは10年になります。これにより、新たに受給対象になる人には7月までに、日本年金機構から年金請求書（黄色の用紙）が送付されます。手続きすると9月分から受給できるようになり、10月に振り込まれます。詳しくは盛岡年金事務所へお問い合わせください。

## ● 問い合わせ・手続き先

- 医療助成年金課年金係（市役所本館2階） … ☎626-7529  
✉iryounenkin@city.morioka.iwate.jp
- 都南総合支所税務福祉係（津志田14） … ☎639-9058
- 玉山総合事務所健康福祉課（渋民字泉田） … ☎683-3869
- 盛岡年金事務所（松尾町） … ☎623-6211



## 問い合わせ・手続き先

- 健康保険課（市役所別館1階） … ☎613-8439  
✉kenkohoken@city.morioka.iwate.jp
- 都南総合支所税務福祉係（津志田14） … ☎639-9058
- 玉山総合事務所健康福祉課（渋民字泉田） … ☎683-3869